

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大(所得税) (国3)(所得税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	個人からの公益社団・財団法人への寄附について、いわゆるPST(パブリックサポートテスト)を満たす法人に対する寄附金のみが税額控除の対象となっている現行制度を改め、すべての公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金を所得控除と税額控除の選択適用の対象とする。
3	担当部局	大臣官房公益法人行政担当室
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度の税制改正要望において、公益認定を受けたすべての公益社団・財団法人等への寄附を所得控除と税額控除の選択適用とする要望を行った。平成 23 年度税制改正により、一定の要件(PST 要件)を満たした公益社団・財団法人のみが税額控除の適用となった。平成 23 年度税制改正大綱においては、「公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人についても、草の根の寄付を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を税額控除の対象とします。」等とされた。 平成 24 年度の税制改正要望において、税額控除適用の要件とされる PST 要件を撤廃し、すべての公益社団・財団法人を税額控除の適用とする要望を行った。平成 24 年度税制改正においては、「どのような法人が対象に馴染むのか、他の寄附税制との整合性を踏まえ、税額控除の導入の効果検証を行った上で、対象法人の見直しを検討します。」等とされた。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人制度改革の趣旨である「民による公益の増進」を実現する。 ・国民、市民が支える「新しい公共」を実現する。 <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議)</p> <p>「新しい公共」を作るために</p> <p>(3) 政府に対して</p> <p>「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能</p>

にする税制改革を速やかに進めることを期待する。特に、円卓会議における総理からの指示(税額控除の割合、実施時期、税額控除の対象法人)を踏まえて検討を進めることを強く期待するものである。以上のような制度整備を行うに際しては、「新しい公共」を国民が担うという観点から、既存の規制を改革し見直すことのなかで、それらと整合性が図られるように進めることが重要であると考える。

・「新しい公共」円卓会議における提案と制度化へ向けた政府の対応(「新しい公共」円卓会議)

1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備

(1) 寄附税制などの制度整備

・税額控除の導入

1 所得税の税額控除制度の導入

・草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする。その際、寄附はチャリティの精神に発するものであることを踏まえ、寄附金額の一定割合を控除できることとする(所得税額の一定割合までを限度)。

・「新しい公共」の担い手となる認定NPO法人のほか、学校法人、社会福祉法人等に対する寄附について、税額控除を導入するかどうか、当該法人と市民とのかかわり度合いや運営の透明性等も踏まえ、検討する。

・新成長戦略(平成22年6月18日 閣議決定)

《21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

20. 新しい公共

政府は、大胆な制度改革や仕組みの見直し等を通じ、これまで官が独占してきた領域を「公(おおやけ)」に開く。このため、「新しい公共」円卓会議や「社会的責任に関する円卓会議」の提案等を踏まえ、市民公益税制の具体的な制度設計やNPO等を支える小規模金融制度の見直し等、国民が支える公共の構築に向けた取組を着実に実施・推進する。

《工程表》

VI 雇用・人材戦略～「新しい公共」—支えあいと活気のある社会の構築～②

2020年までに実現すべき成果目標

国民の自発的な寄附の流れをGDP比5～10倍増

・「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について(平成23年6月14日「新しい公共」推進会議)

提案3:「新しい公共」による支援を応援する資金面での環境整備を行う

◇新たな仕組みで寄附に応える

税制優遇等による寄附のインセンティブに加え、例えば、地方自治体、公益法人、NPO等において用途を特定した寄附を受け、地域の復興に向けた施設等の建設や、事業の実施にあたり、その寄附者の名前を付す仕組みを広めるなど、個人や法人からより多くの寄附が集まるような仕組みを設けることが望ましい。

・復興への提言～悲慘の中の希望～(平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議)

第1章 新しい地域のかたち

(6) 復興事業の担い手や合意形成プロセス

② 住民間の合意形成とまちづくり会社等の活用

		<p>復興事業に際しては、公的主体によるもののほか、民間の資金・ノウハウを活用した官民連携（PPP）や、ボランティア・NPOなどが主導する「新しい公共」による被災地の復興についても促進を図る。</p> <p>（8）復興のための財源確保</p> <p>なお、税財政資金とは別に、民間資金の活用が可能なものとして、資金の償還が可能で有償資金の活用が期待できる分野や、就学支援など、民間・個人の自発的な資金援助との連携が期待できる分野などが考えられる。そうした分野の範囲や資金規模には限りがあることに留意した上で、その積極的な活用を検討する必要がある。</p> <p>・東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日、東日本大震災復興対策本部）</p> <p>4 あらゆる力を合わせた復興支援</p> <p>（2）民間の力による復興</p> <p>東日本大震災からの復興に当たっては、公的主体が全力で取り組むことはもとより、復興の担い手、資金等の観点から、「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援を行う。</p> <p>具体的には、民間の資金・ノウハウを活用したファンドや官民連携（PPP）、PFIや土地信託手法による復興の促進、就学支援事業等に対する民間や個人からの自発的な資金援助の積極的活用等を図る。</p> <p>5 復興施策</p> <p>（4）大震災の教訓を踏まえた国づくり</p> <p>④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進</p> <p>（iii）「新しい公共」の重要な担い手として、多様できめ細かな復興支援活動を展開するNPO等の力が最大限に発揮されるよう、寄附税制の周知・活用の促進を図るとともに、特定非営利活動法人の新認定制度の円滑な施行を支援する仕組みを構築する。</p> <p>・日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日 閣議決定）</p> <p>IV. 日本再生のための具体策</p> <p>2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11 の成長戦略と 38 の重点施策～</p> <p>（2）分厚い中間層の復活</p> <p>③持続可能で活力ある国土・地域の形成</p> <p>[国土・地域活力戦略]</p> <p>多くの国民による参加や自発的な寄附の下で、「新しい公共」の活動を地域の中で広げていくため、改正特定非営利活動促進法による新たな認定制度や拡充された寄附税制等の活用を促進する。</p> <p>《工程表》</p> <p>（2）Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成～ 国土・地域活力戦略～</p> <p>2020 年までに実現すべき成果目標</p> <p>国民の自発的な寄附の流れを GDP 比 5～10 倍増、個人寄附 GDP 比 0.02 %（2009 年）→GDP 比 0.1%～0.2%</p> <p>（注）家計調査の 1 世帯当たりの年間寄附金額に世帯数を乗じて推計</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】</p> <p>15. 公益法人制度改革等の推進</p> <p>【施策】</p> <p>①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの寄附を増やすことによって、「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤の強化し、その公益活動の活発化を図る。 ・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍とする。(新成長戦略、日本再生戦略) <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金総額 ・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団、財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍とする。(新成長戦略、日本再生戦略) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>公益社団・財団法人の活動を支える個人の寄附者、寄附金総額の増加が見込まれ、公益社団・財団法人の財政基盤が強化されることで公益活動が活発化する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>PST要件の下では税額控除の対象となっていなかった法人へ寄附を行っていた寄附者が、所得控除から、税額控除へ異動するものと予測されるとともに(約 10,000 人(申告所得税標本調査等から推計))、①これまでの寄附金額に一定金額を上乗せして寄附を行う者②これまで寄附を行ったことのない者が新たに寄附を行う者が増えるため、今後、寄附者の総人数、寄附金総額が増加することとなる。</p>
		② 減収額	<p>初年度及び平年度: ▲270(百万円)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年6月～平成 24 年8月)</p> <p>現時点(平成 24 年7月末)において、約 5,400 の公益社団・財団法人が誕生しており、当該法人に対する個人からの寄附金は特定公益増進法人への寄附として、所得控除の対象となっている。</p> <p>そのうち、これまでに約 400 法人に対して税額控除の証明書を発行しており、所得控除と税額控除の選択適用の対象となっている。</p> <p>東日本大震災以降、新制度で誕生した公益法人が、復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施しており、これらの法人の活動を支える、個人の寄附者、寄附金総額の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年6月～平成 26 年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府で実施したアンケートの結果、全公益社団・財団法人のうち約3割に当たる法人がPST要件を満たすことを想定している。現状の申請率は低くなっているが、新公益法人制度への移行が一段落した後には、申請数は増加するものと想定される。 ・全公益社団・財団法人に対する寄附が所得控除と税額控除の選択制の対象となることにより、より多くの法人が公益認定を受けるインセンティブとなり、さらにこの法人を市民が支えることで寄附者数、寄附金総額の増加が見込まれ、民による公益活動が活発化される。 ・寄附金の税額控除という小口の寄附に経済的効用の高まる制度を導入することで、①これまでの寄附金額に一定金額を上乗せして寄附を行う者②これまで寄附を行ったことのない者が新たに寄附を行う者が増えることで、それらの寄附を原資とする公益活動が増加する。

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年6月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PST要件を満たす法人は関係企業等に支えられた大規模法人が多く、最も草の根の寄附促進が期待される地域密着型の法人や小規模な法人が対象になりにくくなる。 ・認定NPO法人と同等以上のガバナンスや事業の公益性等を民間有識者からなる第三者機関によって認められている公益法人より認定NPO法人が税制面で優遇されるという状況が生じる。 <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年8月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍増とする(新成長戦略、日本再生戦略)ために、税制上の支援措置が必要である。 ・税収減に相当する分について、公益社団・財団法人が「新しい公共」の担い手として、東日本大震災の復興をはじめとする、国民の多様なニーズにきめ細かく応える公益的なサービスを実施することとなる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間団体からの補助金等や国からの直接の支出によって公益社団・財団法人の活動を支援するのではなく、租税特別措置を整備し、民間からの寄附金によって公益活動の財政基盤拡大を支援することが「民による公益の増進」という制度趣旨に沿うものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	税制上の支援以外の、支援措置・義務付け等は、実施していない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	今回の要望は、所得税(国税)に係るものである。
10	有識者の見解		<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) 『東日本大震災からの復興に当たっては、復興の担い手、資金等の観点から「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援を行う。』 ・復興への提言～悲惨の中の希望～(平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議) 『今後、被災地の復興および日本の再生を進めていくにあたっては、身近な分野で多様な主体が共助の精神で活動することが重要である。こうした動きを後押しし、「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、活動現場からの視点に立ち、制度・仕組みの構築等に取り組む必要がある。』 ・「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について(平成23年6月14日「新しい公共」推進会議) ◇新たな仕組みで寄附に応える 税制優遇等による寄附のインセンティブに加え、例えば、地方自治体、公益法人、NPO等において用途を特定した寄附を受け、地域の復興に向けた施設等の建設や、事業の実施にあたり、その寄附者の名前を付す仕組みを広める

	<p>など、個人や法人からより多くの寄附が集まるような仕組みを設けることが望ましい。</p> <p>東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ (平成 23 年 3 月 31 日 公益認定等委員会委員長 池田守男) 『是非ともこれまで培ってこられた専門的知見や経験、財産を活かし、被災者支援や震災復興に役立つ形での活動や寄附などに資源を振り向け、取り組んでいただきたいと思います。』</p> <p>平成 24 年度税制改正に関する要望について(平成 23 年 7 月 公益財団法人 公益法人協会) 『厳しい条件をクリアしたこれらの公益法人は、認定特定非営利活動法人と同等もしくはそれ以上に市民の支持を得ることのできる透明性の高い公益法人として、適格性が認められた法人であり、その上に PST 要件を付加する必要性は全くないと考えられます。』</p> <p>平成 25 年度税制改正に関する要望について(平成 24 年 7 月 公益財団法人 公益法人協会) 『法人法制、公益性の認定基準、税制との関連性が異なるにもかかわらず、公益法人に税額控除を適用するに当たり、特定非営利活動法人に特有の PST 要件を課することは、法制と税制が実質的に一体となった公益法人の制度的理念を損なうものであり、大きな違和感を禁じ得ません。』 『厳しい条件をクリアしたこれらの公益法人は、認定特定非営利活動法人と同等若しくはそれ以上に市民の支持を得ることのできる透明性の高い公益団体として、適格性が認められた法人であり、その上に PST 要件を付加する必要性は全くないと考えられます。』</p>
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 9 月

税額控除を全面的に適用することによる減収見込みの考え方

<前提>

『平成 22 年分 申告所得税標本調査-調査結果報告- 平成 24 年 2 月 国税庁長官官房企画課 第 3 表「所得控除表」』を基に作成。

※ 当該標本調査においては、1500 万～2000 万円が一つの所得階層とされているが、1800 万円を境とするために、当該所得階層については、1500 万～1800 万：1800 万～2000 万の金額・人数比率を 3：2 と仮定し、分割している。

※ 標本調査結果は、指定寄附金・特定公益増進法人に対する寄附金の合計額であることから、そのうちの公益法人分について算出。その際、特定公益増進法人に占める公益法人の割合である 5%を、寄附金支出額のうち公益法人への寄附金支出額の割合及び寄附金支出者のうち公益法人への寄附金支出者の割合と同じであると仮定する。(特定公益増進法人における公益法人数は、「平成 22 年 4 月 1 日現在における特定公益増進法人一覧」(財務省HP)による)

所得控除から税額控除への移動者数について

寄附金に係る所得控除制度と税額控除制度における控除額は、以下のとおり。

- ・ 税額控除制度： $\text{所得税額} - (\text{寄附金額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\%$
- ・ 所得控除制度： $\{\text{所得額} - (\text{寄附金額} - 2 \text{ 千円})\} \times \text{所得税率}$

これを踏まえると、所得税率 40%未満の層は税額控除を選択すると考えられる。

従って、公益法人に対する寄附者のうち、所得 1800 万円(所得税率：40%)を下回る者の全てが所得控除から税額控除へ移動するものと仮定する。

公益法人への寄付者数・金額（税額控除導入による効果）について

（1）寄附者数の増加

平成 20 年 1 月に内閣府が実施したアンケート調査によると、寄附を増やすための条件として、「税の優遇措置が受けられること」が 12.8%を占めている。（内閣府経済社会研究所「季刊国民経済計算」No. 135）

当該アンケート結果を踏まえ、税額控除制度の創設により、現状と比較して、税制優遇の範囲が大きく拡大することで経済的効用が高まる、所得 1800 万円以下の各所得階層について、新たに公益法人へ寄附金を支出する者が、12.8%増加するものと仮定。

所得 1800 万円以下の公益法人への寄附者が約 9,200 人いるため、 $9,200 \text{ 人} \times 0.128$ より

公益法人について、新たに約 1,200 人の寄附者が発生。

（2）寄附金額の増加

1 人当たりの寄附金額についても、経済的効用が高まる所得 1800 万円以下の各所得階層ごとに、既存の所得控除制度下における実質負担額（寄附金額－控除額）と同程度になるまで増加するものと仮定。

（算出方法）

ア 現状の寄附金控除における実質負担額

$$= \text{寄附金額} - (\text{寄附金額} - 2 \text{ 千円}) \times \text{所得税率}$$

イ 税額控除制度における実質負担額

$$= \text{寄附金額} - (\text{寄附金額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\%$$

○ アとイの実質負担額が均等となるように増加する寄附金額を算出

※ 所得 1800 万円以上の者については、寄附金額・寄附者数ともに、現状のままであると仮定。

<表> 税額控除制度の導入による効果（寄附者数・寄附金額）

所得金額	税率	所得控除			一人あたり 実質負担額	税額控除		
		人員	一人あたり 寄附額	金額		人員	一人あたり 寄附額	金額
単位	%	人	千円	百万円	千円	人	千円	百万円
70万円以下	5%	102	49	5	47	115	77	9
100万円〃		199	25	5	23	224	37	8
150万円〃		612	29	18	27	690	44	30
200万円〃		943	31	29	29	1,064	47	50
250万円〃	10%	926	33	31	31	1,045	50	52
300万円〃		611	39	24	37	689	60	41
400万円〃	20%	911	46	42	44	1,028	72	74
500万円〃		738	53	39	51	832	84	70
600万円〃		628	59	37	57	708	94	67
700万円〃		540	67	36	65	609	107	65
800万円〃	23%	461	74	34	72	520	119	62
1,000万円〃	33%	727	81	59	79	820	130	107
1,200万円〃		576	99	57	97	650	160	104
1,500万円〃		721	117	84	115	813	190	154
1,800万円〃		493	140	69	138	556	229	127
小計		9,188		569		10,363		1,020
2,000万円〃	40%	329	140	46	—	329	—	46
3,000万円〃		770	197	152	—	770	—	152
5,000万円〃		572	276	158	—	572	—	158
1億円〃		304	526	160	—	304	—	160
2億円〃		80	1,250	100	—	80	—	100
5億円〃		24	2,417	58	—	24	—	58
10億円〃		6	7,833	47	—	6	—	47
20億円〃		2	19,500	39	—	2	—	39
50億円〃		1	18,000	18	—	1	—	18
100億円〃		0	—	—	—	0	—	—
100億円超	0	—	—	—	0	—	—	
計		11,276		1,347		12,451		1,798

算出方法

一人あたり実質負担額：1人当たりの寄附金額－（1人当たりの寄附額－2千円）×所得税率

税額控除導入後の寄附者数：現状の寄附者数×（1+0.128）

税額控除導入後の一人当たりの寄附金額想定

：1人当たりの実質負担額×10/6-8000/6

（計算過程）

・税額控除制度における実質負担額＝寄附金額－（寄附金額－2千円）×40%

・1人当たりの実質負担額をA、寄附金額をxと置く。

$$\textcircled{1} A = x - (x - 2000) \times 0.4$$

$$= x - (0.4x - 800)$$

$$= 0.6x + 800$$

$$\textcircled{2} 0.6x = A - 800$$

$$\textcircled{3} x = 10/6 A - 8000/6$$

寄附金額：寄附者数×1人当たりの寄附金額

税額控除制度の創設による減収見込み額

(1) 現時点における減収額 = (寄附金額 - 2千円) × 所得税率 (累進) = 約 4.4 億円。

(2) 税額控除制度創設における減収額

① 所得 1800 万円以下の者 : 減収額 (税額控除額) = 所得税額 - (寄附金額 - 2千円) × 40%

② 所得 1800 万円以上の者 : (1) と同額

→ 税額控除制度の創設による減収額は、約 7.1 億円

(3) 税額控除制度の創設による減収額

○ 約 7.1 億円 - 約 4.4 億円 = 2.7 億円

<表> 税額控除制度を創設した場合の減収額

所得金額	税率	所得控除			一人あたり 実質負担額	税額控除		
		人員	一人あたり 寄附額	減収額		人員	一人あたり 寄附額	減収額
単位	%	人	千円	百万円	千円	人	千円	百万円
70万円以下	5%	102	49	0	47	115	77	3
100万円 "		199	25	0	23	224	37	3
150万円 "		612	29	1	27	690	44	12
200万円 "		943	31	1	29	1,064	47	19
250万円 "	10%	926	33	3	31	1,045	50	20
300万円 "		611	39	2	37	689	60	16
400万円 "		911	46	8	44	1,028	72	29
500万円 "	20%	738	53	8	51	832	84	27
600万円 "		628	59	7	57	708	94	26
700万円 "		540	67	7	65	609	107	26
800万円 "	23%	461	74	8	72	520	119	24
1,000万円 "	33%	727	81	19	79	820	130	42
1,200万円 "		576	99	18	97	650	160	41
1,500万円 "		721	117	27	115	813	190	61
1,800万円 "		493	140	22	138	556	229	50
小計		9,188		132		10,363		400
2,000万円 "	40%	329	140	18	—	329	—	18
3,000万円 "		770	197	60	—	770	—	60
5,000万円 "		572	276	63	—	572	—	63
1億円 "		304	526	64	—	304	—	64
2億円 "		80	1,250	40	—	80	—	40
5億円 "		24	2,417	23	—	24	—	23
10億円 "		6	7,833	19	—	6	—	19
20億円 "		2	19,500	16	—	2	—	16
50億円 "		1	18,000	7	—	1	—	7
100億円 "		0	—	—	—	0	—	—
100億円超		0	—	—	—	0	—	—
計		11,276		442		12,451		709

所得控除減収額 : (1人当たりの寄附金額 - 2千円) × 所得税率 × 寄付者数 / 1,000

税額控除減収額 : (1人当たりの寄附金額 - 2千円) × 40% × 寄付者数 / 1,000